

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
〔 公 印 省 略 〕

長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届け出について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県では平成 23 年度の入札参加資格審査(土木・建築・電気・管・舗装)における企業評価の参考とするため、該当する県内建設業者(長崎県内に本店を置く建設業者)からの届出を別添：長崎県建設工事入札参加資格審査に係る評価の要件により受付が行われることとなり、本会へ長崎県土木部監理課長より周知依頼がまいっております。

つきましては、別添案内文書をホームページ：会員専用の文書サイトに掲載いたしましたのでお知らせいたします。

また、届出書の様式は、長崎県土木部監理課 建設業指導班ホームページ(<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/nyusatusanka/syukanten/syukanten.htm>)よりダウンロードできる事になっております事を申し添えます。

記

1.届出対象事項

- 1.継続学習制度(CPDS)単位取得 (土木一式のみ対象)
- 2.継続学習制度(CPD)単位取得 (建築一式のみ対象)
- 3.障害者雇用
- 4.新規学卒者雇用
- 5.次世代育成雇用環境の整備
- 6.法定外労働災害補償制度
- 7.第三者賠償責任保険

2.評価の要件・添付書類

別添「長崎県建設工事入札参加資格審査に係る評価の要件」を参照いたします。

3.提出期間

平成 22 年 10 月 1 日(金)～平成 22 年 11 月 19 日(金)

平成 22 年 11 月 19 日(金)消印有効

4.提 出 先

〒 850-8570

長崎市江戸町 2-13 長崎県土木部監理課 建設業指導班

TEL 095-894-3015

5.提出方法

持参又は郵送 郵送の場合は、**封筒に主観点届出と朱書き**願います。

☆ **届出対象事項：1.継続学習制度(CPDS)単位取得**については、

- ① (社)全国土木施工管理技士会連合会(以下、全国技士会という。)が実施する土木施工管理／継続学習制度(CPDS)の登録者
- ② 審査対象特定日(平成22年10月31日)時点で会社に常勤で在籍する土木施工管理技士の資格を有する者
- ③ 平成22年10月31日以前1年間に取得した学習単位(会社全体での合計)の3点を満たすものが評価される事になります。

取得学習単位数については、全国技士会が発行する学習履歴証明書の提出が必要となります。

学習履歴証明書の発行申請につきましては、インターネットによる申請のみとなっております。全国技士会ホームページにアクセスのうえ**平成22年11月1日～11月11日(※1)の間**に申請手続きをして頂くようご指導方お願い申し上げます。

長崎県への提出期間については、**平成22年10月1日(金)～平成22年11月19日(金)となっておりますが**、学習履歴証明書の発行申請については、11月1日以降全国技士会へ申請手続き(※2)をして頂くようご指導方よろしくお願いいたします。

＜全国技士会への手続き関連＞

- 1.学習履歴証明書申請期間：**平成22年11月1日(月)～11月11日(木) (※1)**
- 2.証明書発行手数料

長崎県土木施工管理技士会正会員：1件20名まで500円、21～40名：1,000円、20名増える毎に500円が追加となります。

同技士会非会員が含まれる場合：1件につき1,500円／20名まで
22年度改訂されておりますのでご注意願います。

※インターネットによる申請後、

- (1) 受付番号が記載された受付メールが申請者に送信されます。
- (2) 証明発行手数料を振込み後、その振込受領書の控えを、受付メールの受付番号及び長崎県申請と記載のうえ FAX にて全国技士会へ送付。
(2)の手続きが完了しないと証明書は発行されません。

※1：**11月11日以降の申請の場合、県の締切：11月19日までの申請に間に合わない可能性がありますので、11日までに必ず申請。**

11月11日証明申請→遅くとも11月15日中にメールにて送信されます。メールが届かない場合は、全国技士会へ問い合わせ。

※2：学習履歴証明書発行申請手続き

全国技士会へ学習履歴証明申請手続きをして頂く際は、10月末までの学習履歴登録申請分が加算されているかをご確認のうえ発行申請手続きをして頂くようご指導方よろしくお願いいたします。

☆ **届出対象事項：2.継続学習制度(CPD)単位取得**については、

- ① (社)日本建築士連合会又は建築 CPD 運営会議が実施する建築技術継続能力開発(CPD)制度登録者
 - ② 審査対象特定日(平成 22 年 10 月 31 日)時点で会社に常勤で在籍する建築士又は建築施工管理技士の資格を有する者
 - ③ 平成 22 年 4 月 1 日～ 22 年 10 月 31 日に取得した学習単位(会社全体での合計：20 単位以上)
- の 3 点を満たすものが評価される事になります。

取得学習単位数については、(社)長崎県建築士会又は建築 CPD 運営会議(注)が発行する、CPD 実績証明書の提出が必要となります。

(社)長崎県建築士会が発行する CPD 取得単位証明等の手続き・手数料等につきましては、別添 2：建築士会 CPD 取得単位証明等についてを参照願います。証明書発行申請の様式等は、(社)長崎県建築士会のホームページ(下記アドレスを参照願います。)よりダウンロード(EXCEL ファイル)出来ますことを申し添えます。

<http://www.nagasaki-kenchikushikai.ngs.jp/cpd/cpd.html>

(別添：建築士会 CPD 単位取得証明等についても掲載されております。)

なお、CPD 取得単位証明書の手続きについて、(社)長崎県建築士会へ確認したところ**会社単位での申請の場合は、申請書受理後、通常は、3 日程度で発行。**しかしながら、23 年度より CPD が長崎県建設工事入札参加資格審査において、主観点数の評価対象として新たに追加、添付資料として CPD 単位取得証明書が必要となったため、証明書発行申請が同建築士会へどのくらいくるか見当がつかないため、**発行までに 3～5 日以上かかる事も十分あり得る**との事でした。

(注)CPD 運営会議・・・ 建築士・建築施工管理技士の資格をお持ちの方で同建築士会に加入されていない方は、同運営会議発行の証明書が必要となります。詳細は、下記サイトを参照願います。

CPD 運営会議：(財)建築技術教育普及センターが運営

<http://www.jaeic.jp/kcpd-manual02.pdf>

＜防災協定について＞

昨年度(平成 21 年度届出分)より、「団体が実施する一定の活動(講習会等)に参加した者」が主観点に付与される事となっております。

このため、別添 3：大規模災害支援協定参加会員名簿に例示されている「一定の活動」は、審査対象特定日(平成 22 年 10 月 31 日)前 1 年間に於いて団体が実施する活動が対象となっております。

つきましては、昨年度貴支部より、長崎県土木部監理課建設業指導班へ提出(メールにて)して頂いた名簿を基に、脱退会員・新規加入会員等をご確認頂き、今年度の「一定の活動」に参加頂いた会員並びに実施した日を記載のうえ、貴支部より直接、同土木部監理課建設業指導班へ 11 月 5 日(金)までにメールにて提出して頂きますようお願い申し上げます。

なお、同活動について、現在においてまだ未実施の場合は、本年 10 月 31 日までに実施して頂く必要があります事を申し添えます。

＜メール送信先＞

長崎県土木部監理課 建設業指導班 福永係長(副参事)

TEL 095-894-3015 FAX 095-894-3460

メールアドレス s-fukunaga@pref.nagasaki.lg.jp